

# 会 計 規 程

- 第1条 この規程は、会則第39条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、本会の予算及び出納に関する会計事務に適用する。
- 第3条 本会には次の会計帳簿をもうけ会員の要求により随時これを公開する。
- |            |         |             |
|------------|---------|-------------|
| 1 予算書      | 2 預貯金通帳 | 3 収入・支出関係書類 |
| 4 金銭出納簿    | 5 予算差引簿 | 6 決算報告書     |
| 7 その他必要な書類 |         |             |
- 第4条 会則第6条により会員は会費を納入する。
- 2 会費は1会員につき年額1,000円とする。
- 第5条 本会の会計年度は、会則第38条により毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第6条 会長は、会計年度当初に予算書を作成し、総会で承認を得る。
- 第7条 副会長は、収入に関する事務を管理する。
- 第8条 副会長は、予算の執行に関する事務を管理する。
- 第9条 副会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成する。
- 第10条 会長は、決算報告書を会計年度終了後、速やかに監査委員に提出し、監査を受ける。
- 第11条 会長は、監査終了後、決算報告書を総会に提出し、その承認を得る。
- 第12条 この規程に関する会計帳簿の保管年限は、5年とする。
- 第13条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。